

京都市交通局管理規程 4-2 (京都市交通局会計事務取扱細則) の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第7条、第8条及び第9条各号列記中「朱書する」を「記載する」に改める。

第8条、第9条及び第10条各号列記中「摘要」を「件名」に改める。

第8条第1号中「勘定科目の節又は納入義務者ごと」を「収納日ごと」に改める。

第8条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第7号中「備考の欄に」を削る。

第10条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第12条中「(一部現金の収入を伴う振替伝票を含む。）」、「(一部現金の支払を伴う振替伝票を含む。）」及び「その他の」を削る。

第23条第1号中「納入義務者」を「債権債務者」に改め、第3号中「収入の根拠,」を削る。

第23条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第36条第1項中「給与資金前渡請求兼領収書」を「支払伝票」に改める。

第50条第1号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第65条の見出しを「(予算費目流用決定書)」に、同条各号列記以外の部分中「予算流用決定書」を「予算費目流用決定書」に改め、同条第1号エ中「並びに流用後の予算現額」を削り、同条第2号を次のとおりに改める。

(2) 取扱い

財務課長は、所定の決裁を経て流用を決定したときは、その旨を流用
受入課に通知し決定書を保存する。

第74条を次のとおり改める。

(未収金計上の方法)

第74条 収入の調定を行った場合は、借方を未収金とする振替伝票を発行
し、未収金に計上する。

第75条第1号を次のとおり改める。

(1) 3月末までに現金の支払がなされないものについては、貸方を未払金
とする振替伝票を発行し未払金に計上する。

附 則

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)